

論文(Article)

近代の製糸工場における 女子労働者の教育制度の変遷

——長野県駒ヶ根市「龍水社」の実業教育体制の資料分析を中心に——

**Changes in the educational system of female workers
in spinning mills in modern Japan
- Focusing on document analysis systems of vocational
education 'Ryusuisha' Komagane, Nagano Prefecture -**

中野 典子
Noriko Nakano*
馬場 景子
Keiko Baba**

キーワード：実業教育，女子労働者，製糸工場

Key words : vocational education, femal workers, spinning mill

1. はじめに

先行研究^{1) 2) 3) 4) 5)}で、一次資料群の分析を行った結果、大正時代の織物工場において労働者に提供した食事を各工場に配給するという給食システムを作り上げた愛知県の工場食共同炊事場は、日本の嚆矢となる存在であり、栄養概念の普及に甚大な功績を残したことを明確にしてきた。

日本の近代は富国強兵、殖産興業を謳い、新しい国作りを行ってきた。特に、製糸・紡績などの糸編の産業は、近代日本の海外貿易収益の要となった。さらに、このような糸編産業は、軽工業であるため女子労働者が主に従事した。上記調査にあたり、多くの関係者に対して聞き取りを行い工場内教育に関しての数々の回答を得ることができた。筆者たちが本関連研究に着手した当初行った愛知県尾西地方の織物工場の女子労働経験者たちからは、就業後に工場主の婦人により読み書き、生け花、裁縫などの指導が行われていたことを聞き取った。

本稿では、現在、筆者たちが調査を進行している製糸関連の一大産業地帯であった長野県駒ヶ根市の「龍水社」における教育環境を中心に女子実業教育に関して資料分析から概観する。

なお、筆者たちが行った多くの労働体験者の話から『女工哀史⁶⁾』、『あゝ野麦峠⁷⁾』からイメージする過酷な労働状況を聞くことは出来なかった。両著とも出版の時代に差があるが、前者は明治維新により、海外から科学の概念とともに社会主義思想が輸入された明治期のルポルタージュ全盛の時期に書かれた書物であり、インテリたちによる社会の暗部へ侵入が流行した時代の産物である一面も考慮にいれなければならない。また後者に関しては、著名と、後年の著書との内容に大きな開きがあり、さらには悲哀な箇所が誇張され映画化された「女工」の名称が本来持っている女子の労働者に、「悲惨な」という形容詞が付加されている。これらのイメージの弊害を避けるた

* 椋山女学園大学教育学部非常勤講師「小児栄養演習」

** 日本福祉大学非常勤講師

め、本稿では「女工」を、内容的に支障がない限り「女子労働者」と概ね表記する。

2. 工場法前後の実業教育の潮流

近代の工場労働に関する研究を行う場合、日本で最初の労働法である「工場法」に言及する必要がある。工場法は、農商務省による『職工事情』を参考に、明治44年(1911)工場法が公布され、大正5年(1916)に施行された。工場法の準備は明治15年(1882)に開始された。しかし資本家の反対により明治44年になって成立する。工場法の成立と同時に、激しくなる労働運動や社会主義者たちの台頭に対して特別高等警察が設立される。この連動は産業先進国であったイギリスの労働法(Factory Act)が1833年に設立する以前に団体禁止法(Combination Act)が廃止されるのとは正反対の動きが日本では行われた。

日本の工場法自体に関しては、ザル法であるとの批判も多いが、工場労働者、特に、幼年労働者及び女子労働者を保護することを目的として制定されている点を見逃すことはできない。骨子は労働時間や深夜業の規制である。その当時の最低就業年齢は12歳、最長労働時間は12時間、深夜業の禁止であった。

工場法に関しては、花井信は教育との関連から「資本主義発達史との関連で教育史を把握しようとするとき、子どもの発達可能性を探求する教育学的意味においても、工場立法は重要な検討課題である。換言すれば、教育を受ける権利の近代的道程は、工場立法から始まるといってよい⁸⁾」と論じている。日本で最初の官営富岡製糸工場は設立当初は、伝習生という指導者を作ることを目的としていたように、製糸・紡績には、技術が必要であった。しかし、工場内における教育は技術教育だけではなく、教養教育も含めて行うことにより生産性の向上と製品の良化が促進されるという効果があった。

隅谷三喜男は、職業訓練史の視点から、以下の6段階の分類を行っている⁹⁾。

- 第1段階 伝習生制度の成立と崩壊の時期(幕末～明治10年代初頭)
- 第2段階 職人徒弟制の変容と展開の時期(明治10年台半ば～20年代まで)
- 第3段階 工場徒弟制の形成と展開の時期(明治20年代終わり～30年代まで)
- 第4段階 養成工制度の成立と動揺の時期(明治40年代～大正10年代まで)
- 第5段階 養成工制度の定着と展開の時期(大正末年～昭和10年代初頭)
- 第6段階 養成工制度の法制化と崩壊の時期(昭和10年前後から終戦まで)

実際の工場法公布と施行は第4段階に相当するが、政府が当初成立を実行しようとした明治33年は第3段階に相当する。「工場徒弟制の形成と展開の時期」と「養成工制度の成立と動揺の時期」が、近代の女子実業教育の普及の時期と符合しているといえる。第3段階の「工場徒弟制の形成と展開の時期」は、職工養成制度の胎動の時期であった。明治20年代に入り「実業教育」が教育の問題として取り上げられようになる。日露戦争以後、工場制工業の社会における比重が重くなり、職人養成ではなく

組織的な実業教育が必要とされてきた。この時期に大企業では、企業内養成により優秀な指導女子労働者（工女）が養成されるとの観点から企業内養成制度が設けられはじめた。また、募集工に委託養成校へ入学させる工場もあった。委託養成校では、修養期間4か月の内、毎週の授業時間は、修身・体操・裁縫が各2時間、国語・算術・製糸学理各4時間、製糸実習36時間であった。実技指導の他、修身・算術・国語などの教養教科が指導されていることに注目する必要がある。

しかし同時期、多くの中小の企業では、第3段階の「工場徒弟制」の状態であった。日露戦争後の機械製糸の進展にともない地方庁が養成工育成に注目し、長野県庁では、明治42年蚕糸に蚕糸課を設置し、翌43年に製糸専門職を置き製糸女子指導者をおいた。その結果、教育成果が大きかったことを踏まえ、大正期に入り積極的に指導者の養成を奨励するに至る。

3. 龍水社での教育導入の変遷

本稿で取り上げる龍水社は、大正3年（1914）に創業し、所属組合に対する徹底した製品の全委託主義をとった。この組合方式は全国に先鞭をつけるものであった。龍水社設立時の所属組合は以下の通りである（表1）。

表1. 龍水社設立時の所属組合

出資口数	出資額（円）	所在地	組合名
4	200	上伊那郡東春近村下殿島	上伊那信用販売組合
6	300	同 飯島村本郷	本郷信用販売組合
6	300	同 七久保村	七久保信用販売組合美竿館
4	200	同 飯島村田切	田切信用販売組合
2	100	同 伊那村塩田	伊那信用販売組合
2	100	同 南向村四徳	南向村糸販売組合
1	50	同 西箕輪村大泉新田	南信生糸販売組合
2	100	同 上片桐 町	上片桐生糸販売組合
計 27	計 1,350		

（『龍水社70年史』p.668より引用）

上記龍水社に加盟した組合以外にも約40の組合が存在していた（昭和29年には所属組合は31組合）。組合は良品の生糸の生産と国際信頼のため作られた。さらに各組合の連合により、より効率的な販売ルートの確立を目指すことになる。

龍水社の設立の理念は、(1)区域を定める、(2)適当な理事を得る見込みがあること、(3)区域内の養蚕業の実態把握、(4)組合員の融和および事業に対する責任感、(5)定款お

よび事業執行細目の制定, (6)資金獲得, (7)女性指導者（工女）の問題であった。

特に、女性指導者（工女）に関しては、大正9年（1920）に、長野県製糸教婦養成規定が制定されている。上質な製品を製造するにあたって、女性指導者養成が急務であったことが分かる。長野県の養成規定に先立ち、龍水社は大正5年（1916）、事業拡大に伴う事務所、工場、附属建物の新築を契機に男女指導者の養成に乗り出している。前述した隅谷の分類の第4段階から第5段階の時期に相当する。建物は5年後の大正10年（1921）に完成する。養成者の定員は100名であり、教育設備として、黒板・机・書籍など教育に必要な備品が整えられた。指導者を養成することで、龍水社加盟の組合に派遣した結果、生糸の品質の向上が認められることになる。この協同組織の教育方針は、単に繰糸の技術向上のみならず、教養教育にも力を入れている。

戦中には統制が行なわれるが、この件に関しては、更なる調査が必要である。筆者たちが、調査を行った愛知県の織物工場でも同様に統制が行われた。戦後は新たな制度により新企業方針を打ち出すことになる。龍水社も戦後の復興のために、蚕糸のみならず、機械産業にも参入することになる。昭和23年には、学校教育法により「働く者の学園」として長野県知事の認可を得て私立龍水修徳学園が発足した。修徳学園は、中学校における教育を基礎として、本科4年、その上の専攻科2年であった。龍水社が経営する4つの工場には、各々教育機関が設けられた。本科、専攻科の時間数と教科内容は以下の通りである。

表2. 本科における学習時間

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	総時数
国語	120	120	100	100	440
社会	150	150	120	120	540
保健・体育	100	100	100	100	400
理科	50	50	30	30	160
家庭	150	150	200	200	700
音楽	80	80	80	80	320
実業	100	100	100	100	400
計	750	750	730	730	2960

（『龍水社70年史』p. 668より引用）

表 3. 専攻科における学習時間

	専攻科第 1 年	専攻科第 2 年	総時間
国語	100	100	200
社会	120	120	240
保健・体育	100	100	200
家庭	220	220	440
音楽	80	80	160
実業	100	100	200
計	720	720	1440

(『龍水社 70 年史』 pp. 668-669 より引用)

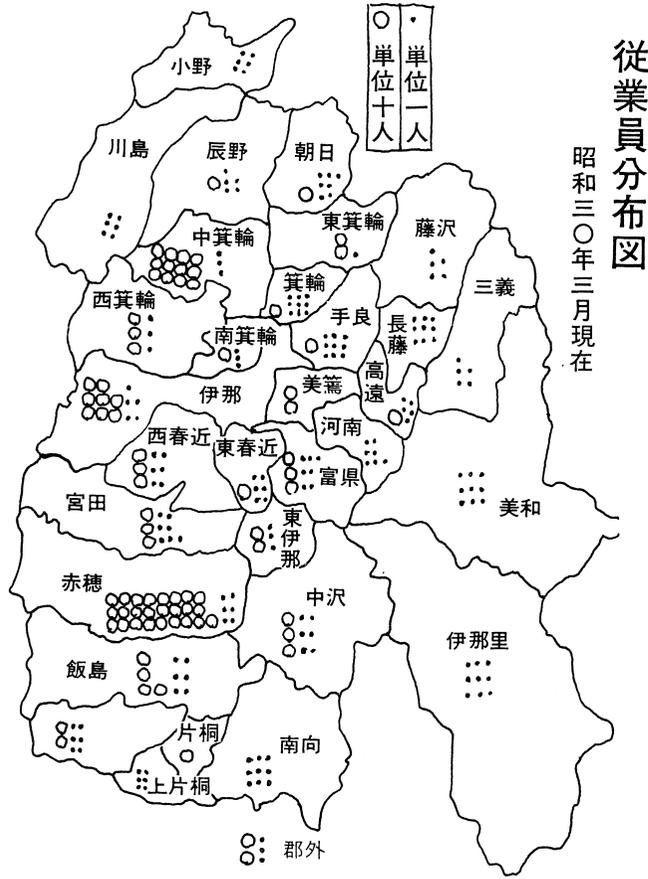
表 4. 在籍者数

	本科 1 年	本科 2 年	本科 3 年	本科 4 年	専門科 1 年	専門科 2 年	研究科	合計
本学園	7	0	4	7	0	6	19	43
赤穂	18	39	33	19	14	16	238	377
中箕輪	21	24	34	23	20	14	139	275
伊那	6	18	14	18	11	18	66	151
計	52	81	85	85	45	45	462	846

(『龍水社 70 年史』 p. 672 より引用)

龍水社の労働者は近在の出身のものが多く、寮生活を送っていた。図 1 は、従業員の出身地の分布図である。従業員総数は約 1100 名、内女子は 960 名であった。日本各地から労働者を募集するというより、近隣からの労働者を得ることが可能であったのは、龍水社が組合の連動体であったからに他ならない。

図 2 は工場内の様子である。図中央右よりに工務室、学園教室、修養室がある。練糸工場の下に学園教室がある。見取図の下部に講堂兼寄宿舎がある。



従業員分布図

昭和三〇年三月現在

図1 (『龍水社70年史』 p. 608より引用)

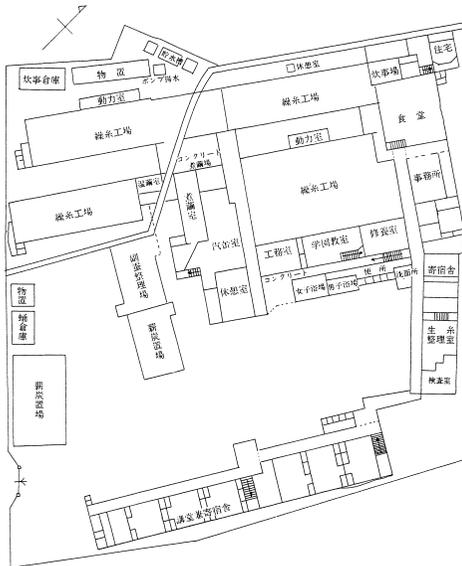


図2 (『龍水社70年史』 p. 570より引用)

4. 結果および考察

本稿では龍水社における教育の変遷を概観した。大正の初期に組合連合体を結成し、綿々と続く結社が、実業教育と教養教育を主体に労働者に教育を施した結果、良質な製品を生産することを可能にした。古来より長野県は、蚕糸産業が盛んな土地柄であった。明治以降、製糸産業は日本の殖産興業の要となる。当初は指導者育成を念頭に置いた教育システムを施していたが、次第に労働者のための全人教育を視野においたシステムとなっていく過程を龍水社は実現していく。龍水社と同様な組合連合体は、近隣には、飯田市の天龍社(写真1)などがあるが、修徳学園というような学校組織となったのは、龍水社(写真2)のみである。本稿の調査は初期段階であるため、詳細は今後の研究課題であるが、学校組織成立の仮説として、龍水社が存在する長野県駒ヶ根市に於いて修徳学校経営を可能にさせた理由は、生糸生産の歴史性のみならず、近代に入り逸早く生糸産業を組織化していった結果、近在で労働力を確保できたことであると考えられる。さらに後年の生糸産業から機械産業への変遷が修徳学校の経営存続を継続させたと推測できる。本研究は、さらに近隣地域との結社組織との比較をすることにより女子実業教育の実態を解明することが可能である。

謝辞

本稿の調査に関して、JA 上伊那の伊藤隆氏、駒ヶ根シルクミュージアムの関係者各位に深謝いたします。



写真 1

(筆者撮映)



写真 2

(筆者撮映)

■引用文献

- 1) 馬場景子, 中野典子 「栄養学から見た女工の食事」『ジェンダー研究』第2号, (財) 東海ジェンダー研究所, 1998年(平成10年度研究助成論文)(法政大学大原労働問題研究所収蔵)
- 2) 中野典子, 馬場景子 「工場法改正における食と健康関係書類の研究—大正12年度と昭和4年の改正に伴う『献立予定表』の分析を中心として」『日本食生活文化調査報告書20』(財) 日本食生活文化財団, 2001年(平成13年度研究助成対象論文)
- 3) 中野典子, 馬場景子 「共同炊事の黎明(1)—一起共同炊事組合の運営を中心に」『椋山女学園大学研究論集』第37号, 「自然科学編」2006
- 4) 中野典子, 馬場景子 「共同炊事の黎明(2)—愛知県共同炊事場と埼玉県川越市栄養食配給所の比較—」『椋山女学園大学研究論集』第38号「自然科学編」2007
- 5) 中野典子, 馬場景子 「『工場飲食献立表』にみられる栄養概念普及活動の背景—愛知県工場食共同炊事場の資料分析を中心にして—」『椋山女学園看護学研究 Vol. 3』, 2011
- 6) 細井和喜蔵 『女工哀史』改造社, 1934
- 7) 山本茂実 『あゝ野麦峠』朝日出版社, 1968
- 8) 花井信 「製糸女工と学校教育—平野村における工場法施行のかかわりで—」『日本史研究 191』, 日本史研究会編, 1978, p. 25
- 9) 隅谷三喜男 『日本職業訓練発達史 上』, 日本労働協会, 1971, p. 25
- 10) 龍水社 70年史刊行委員会編 『龍水社 70年史』, 上伊那蚕糸販売工業利用農業協同連合会龍水社, 1984

■参考文献

- 岡 実, 『工場法論』有斐閣書房, 1913
山本吉人 『女子労働法制』一粒社, 1987
小林 巧 『婦人労働者の研究』時潮社, 1976
農商務省編 『職工事情』名著刊行会, 1965
東條由紀彦 『製糸同盟の女工登録制度』東京大学出版, 1990